

東空安第12号
平成31年3月8日

アイベックスエアラインズ株式会社
安全統括管理者 殿

国土交通省 東京航空局
安全管理官

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(嚴重注意)

平成31年1月9日、IBX54便（仙台空港発 大阪国際空港着）に乗務した機長が、乗務前のアルコール検査を実施せずに当該便他2便に乗務したことについて、同月17日に貴社から東京航空局に報告があった。

東京航空局において、同月25日、貴社から本事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第134条に基づく立入検査を同月29日から31日に実施して事実確認をした結果、当該機長は、地上係員から依頼された期限の迫る教育などに追われたことからアルコール検査を失念し、社内要領に規定された乗務前のアルコール検査が実施されないまま運航便に乗務したことが判明した。これは、航空法第104条第1項に基づき認可された貴社の運航規程において乗務に影響を及ぼす飲酒を制限している規定を確保するための手順に違反した行為である。

また、他社において相次いで発生した飲酒に起因する不適切事案を受けて当局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成30年11月1日付け東空安第3号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成30年11月29日付け東空安第6号）等を通達し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことは、飲酒に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。

さらに、上記事案に関する立入検査では、別紙のとおり飲酒に関する社内の安全管理体制が不十分であったことも判明している。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、嚴重に注意する。

については、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、平成31年3月22日（金）までに文書にて報告されたい。

乗務前のアルコール検査体制の不備及び不十分な安全管理体制

- ・社内通達によりアルコール検査の実施指示が行われているが周知等の効果や検査手順の検証が十分ではなく、運航乗務員、地上係員等に対する周知及び会社の管理体制が不十分である。
- ・運航部門管理職員の安全管理に関する理解度が低く、社内の安全情報が安全管理部門等に共有される体制が十分とは認められない。
- ・乗務継続判断についての組織的な対応が明確でなく、的確な判断が行える体制となっていない。
- ・会社自らが問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取り組みが十分に行われていなかった。

国空航第2592号
平成31年3月8日

アイベックスエアラインズ株式会社 機長 あて

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 平井 一彦

乗務前アルコール検査の未実施事案について（文書注意）

アイベックスエアラインズ株式会社においては、昨年12月10日より仙台空港から乗務を開始する運航乗務員に対しアルコール検知器による検査の実施を指示していたが、貴殿は、平成31年1月9日、IBX54便に仙台空港から機長として乗務する際、当該検査を実施せずに当該便に乗務した。

他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成30年11月1日付国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成30年11月29日付国官参事第921号）等を相次いで実施し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことは、アルコールの影響の有無を適確に確認することが安全確保上重要であるという意識が希薄であったと言わざるを得ず不適切である。

このため、同様の事案を二度と再発させることのないよう、ここに注意する。

以上

国官参事第 1456 号
平成 31 年 3 月 8 日

株式会社AIRDO
安全統括管理者 殿

国土交通省航空局安全部長

**運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(嚴重注意)**

平成 31 年 1 月 14 日、AD0130 便（新千歳空港発 中部国際空港着）に乗務予定であった運航乗務員（機長、副操縦士、第 2 副操縦士（訓練生））が、乗務前のアルコール感知器を使用した検査を実施せずに当該便に乗務した旨、貴社から航空局に報告があった。

航空局において、同月 18 日、貴社から本事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第 134 条に基づく立入検査を同月 22 日及び 23 日に実施して事実確認の結果、上記事実に加え、同年 1 月 2 日、AD012 便（新千歳空港発 東京国際空港着）に乗務予定の機長が、航空法第 104 条第 1 項に基づき認可された貴社の運航規程において出発予定時刻 12 時間以内の飲酒を禁止している規定に違反して飲酒を行っていたことが判明した。また、当該機長は、当該便の乗務前アルコール検査で検知された呼気アルコール濃度が貴社の基準値内であったが、飲酒時間に関する規定違反を認識しながら当該便に乗務するとともに、貴社の聴取において虚偽の説明をして当該規定違反を隠ぺいしようとした。

他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成 30 年 11 月 1 日付国官参事第 800 号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成 30 年 11 月 29 日付国官参事第 921 号）等を相次いで実施し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことは、飲酒に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。

これら事案に関しては、別紙のとおり乗務前のアルコール検査体制の不備及び社内安全管理体制が不十分であったことも判明した。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、嚴重に注意する。

については、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、平成 31 年 3 月 22 日（金）までに文書にて報告されたい。

乗務前のアルコール検査体制の不備及び不十分な安全管理体制

- ・ 運航乗務員に対する飲酒に関する周知や教育が徹底されていなかった。
- ・ 運航乗務員に加え、運航乗務員が実施するアルコール検査を確認する立場である地上運航従事者の手順に失念防止の対応が明記されておらず、確実にアルコール検査の実施状況を確認する体制が整っていなかった。
- ・ 1月14日のAD0130便について、運航乗務員（機長、副操縦士、第2副操縦士（訓練生））が運航規程で求められているアルコール感知器を使用した検査を行わなかったこと。
- ・ 1月14日のAD0130便について、運航乗務員が運航規程に違反して乗務前にアルコール検査を実施せず運航を行い、当該便の到着地でアルコール検査を実施してアルコールが検出されなかったものの、運航規程に違反した要因分析等を十分に行う前に当該便の後続2便を運航させた。
- ・ 1月2日のAD012便について、機長が運航規程で求められている出発予定時刻12時間以内の飲酒が禁止されていることを認識しながら当該便の出発予定時刻12時間以内に飲酒していたこと。
- ・ 自ら問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取り組みが十分に行われていなかった。

国空航第2589号
平成31年3月8日

株式会社AIRDO 機長 あて

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 平井 一彦

乗務前アルコール検査の未実施事案について（文書警告）

平成31年1月14日、貴殿はADO130便に機長として乗務予定だったが、貴殿並びに同乗予定の副操縦士及び第二副操縦士が乗務前のアルコール感知器を使用した検査を実施せずに当該便に乗務した。

航空法（昭和27年法律第231号）第104条第1項の規定に基づき認可された株式会社AIRDOの運航規程においては、乗務前におけるアルコールの影響の確認についてはアルコール感知器を使用した検査を行うことを義務付けているが、本事案は、当該規定に違反した行為である。

他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成30年11月1日付国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成30年11月29日付国官参事第921号）等を相次いで実施し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことはアルコールの影響の有無を適確に確認することが安全確保上重要であるという意識が希薄であったと言わざるを得ず、また、機長として運航乗務員の健康状態を確認する責務を有しているにもかかわらず、当該便に乗務する運航乗務員全員がアルコール検査を実施しなかったことは極めて不適切である。

このため、同様の事案を二度と再発させることのないよう、ここに警告する。

以上

国空航第2589号
平成31年3月8日

株式会社AIRDO 副操縦士 あて

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 平井 一彦

乗務前アルコール検査の未実施事案について（文書注意）

平成31年1月14日、貴殿はADO130便に副操縦士として乗務予定だったが、貴殿並びに同乗予定の機長及び第二副操縦士が乗務前のアルコール感知器を使用した検査を実施せずに当該便に乗務した。

航空法（昭和27年法律第231号）第104条第1項の規定に基づき認可された株式会社AIRDOの運航規程においては、乗務前におけるアルコールの影響の確認についてはアルコール感知器を使用した検査を行うことを義務付けているが、本事案は、当該規定に違反した行為である。

他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成30年11月1日付国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成30年11月29日付国官参事第921号）等を相次いで実施し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことはアルコールの影響の有無を適確に確認することが安全確保上重要であるという意識が希薄であったと言わざるを得ず不適切である。

このため、同様の事案を二度と再発させることのないよう、ここに注意する。

以上

国空航第2589号
平成31年3月8日

株式会社AIRDO 第二副操縦士 あて

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 平井 一彦

乗務前アルコール検査の未実施事案について（文書注意）

平成31年1月14日、貴殿はADO130便に第二副操縦士として乗務予定だったが、貴殿並びに同乗予定の機長及び副操縦士が乗務前のアルコール感知器を使用した検査を実施せずに当該便に乗務した。

航空法（昭和27年法律第231号）第104条第1項の規定に基づき認可された株式会社AIRDOの運航規程においては、乗務前におけるアルコールの影響の確認についてはアルコール感知器を使用した検査を行うことを義務付けているが、本事案は、当該規定に違反した行為である。

他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成30年11月1日付国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成30年11月29日付国官参事第921号）等を相次いで実施し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことはアルコールの影響の有無を適確に確認することが安全確保上重要であるという意識が希薄であったと言わざるを得ず不適切である。

このため、同様の事案を二度と再発させることのないよう、ここに注意する。

以上

処 分 書

株式会社AIRDO 機長 あて

貴殿に対し、次のとおり処分する。

主 文

航空法（昭和27年法律第231号）第30条の規定に基づき、平成31年3月8日から平成31年5月6日までの60日間、航空業務の停止を命ずる。

理 由

平成31年1月1日、貴殿は、航空法第104条第1項の規定に基づき認可された株式会社AIRDOの運航規程において飛行機出発予定時刻12時間以内の飲酒が禁止されていることを認識しながら、翌日機長として乗務予定のADO12便の出発予定時刻12時間以内に酒類を購入した上で飲酒を行った。また、翌日の乗務前アルコール検査で検知された呼気アルコール濃度は同社の基準内であったが、飲酒時間に関する規定違反を認識しながら同便に乗務した。

さらには、貴殿は、会社の聴取において虚偽の説明をして、当該規定違反を隠蔽しようとした。

他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の順守の徹底（平成30年11月1日国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等（平成30年11月29日国官参事第921号）等を相次いで指示していた状況において、飲酒に関する運航規程を意図的に違反し、さらに、事案発生後も虚偽の説明をして隠蔽を図ろうしたことは、航空法第30条第2号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての非行に該当するとともに、航空安全に対する国民の信頼を損ねる極めて不適切な行為であった。

平成31年3月8日

国土交通大臣 石井 啓一

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

東空安第13号
平成31年3月8日

新中央航空株式会社
安全統括管理者 殿

国土交通省 東京航空局
安全管理官

**運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(嚴重注意)**

平成31年1月21日、CUK401便（調布空港発 三宅島空港着）に乗務予定であった副操縦士が、乗務前のアルコール検査を実施したところ陽性反応があったため、当該副操縦士を交替させ同便を運航したことについて、同日に貴社から東京航空局に報告があった。

東京航空局において、同年2月4日、貴社から本事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第134条に基づく立入検査を同月5日に実施して事実確認をした結果、当該副操縦士は、乗務予定の前日である同年1月20日の20時5分から20時30分頃までの間の飲酒は認め、乗務開始の12時間以内の飲酒事実は確認されていないものの、出頭時のアルコール検査において、貴社が定める基準値を超過していたことから乗務に支障を及ぼす状態であったことが判明した。これは航空法第104条第1項に基づき認可された貴社の運航規程において乗務に影響を及ぼす飲酒を禁止している規定に違反した行為である。

また、他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて当局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成30年11月1日付け東空安第3号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成30年11月29日付け東空安第6号）等を相次いで通達し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことは、飲酒に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。

さらに、上記事案に関する立入検査では、別紙のとおり飲酒に関する社内安全管理体制が不十分であったことも判明した。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、嚴重に注意する。

ついては、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、平成31年3月22日（金）までに文書にて報告されたい。

飲酒に関する教育の不備及び不十分な安全管理体制

- ・アルコールに関する乗務員の意識改善等に関して、会社が主体となった取組みの姿勢が認められず、安全管理体制における対応として不十分である。
- ・睡眠管理等に係る乗務員の健康状態について把握している情報が健康管理医との間で共有できていない。
- ・運航管理業務は、運航部長が機長乗務の合間で行われており、的確な管理業務を行う上で、十分な時間又は人員が確保できていると言い難い。
- ・会社自らが問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取り組みが十分に行われていなかった。

国空航第2590号
平成31年3月8日

新中央航空株式会社 副操縦士 あて

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 平井 一彦

乗務前の飲酒に起因する不適切事案について（文書注意）

平成31年1月21日、貴殿は、CUK401便に副操縦士として乗務予定であったが、出頭時に行った乗務前アルコール検査において新中央航空株式会社の基準値を超過するアルコール濃度が検知されたことから、当該便は他の乗務員に交代して出発することとなった。乗務前日に飲酒し、その影響により乗務前検査で社内の基準値を超過するアルコール濃度が検知されたことは、航空法（昭和27年法律第231号）第104条第1項の規定に基づき認可された同社の運航規程において乗務に影響を及ぼす飲酒を禁止している規定に違反した行為であるとともに、会社の検査体制が万一適切に機能しなかった場合にはアルコールの影響を受けた状態で乗務し、航空安全に支障を及ぼした可能性があった。

他社における飲酒に起因する不適切事案が頻発していることを受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し、飲酒に関する航空法等の順守の徹底（平成30年11月1日付国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等（平成30年11月29日付国官参事第921号）等を指示していた状況において本事案を発生させており、また、翌朝に乗務を控えながら深夜まで飲食店に滞在し十分な睡眠時間を確保しなかったことから、航空安全に影響を及ぼす可能性のある健康管理に関する意識が希薄であったと考えられる。

このため、同様の事案を二度と再発させることのないよう、ここに注意する。

以上

国官参事第 1459 号
平成 31 年 3 月 8 日

株式会社エアージャパン
安全統括管理者 殿

国土交通省航空局安全部長

**運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(嚴重注意)**

平成 31 年 2 月 1 日、ANA813 便に乗務予定であった副操縦士が乗務前のアルコール検査でアルコールが検知されたため乗務員を交代した旨同日に貴社から航空局に報告があった。

航空局において、同月 12 日、貴社から本事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第 134 条に基づく立入検査を同月 13 日から同月 15 日まで実施して事実確認の結果、当該副操縦士は事案発生前日の同年 1 月 31 日に過度な飲酒をしていたが、翌日の乗務の打診を承諾し、当該便の乗務前のアルコール検査において「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（平成 31 年 1 月 31 日付け国空航第 2278 号）」に定める酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定された呼気アルコール濃度を大きく超過するアルコールが検知されたことが判明した。これは航空法第 104 条第 1 項に基づき認可された貴社の運航規程において乗務に影響を及ぼす飲酒を禁止している規定に違反した行為である。また、その後の貴社からの聴取の際、乗務前日は日本到着後の飲酒をしていないと虚偽の報告をして当該規定違反を隠蔽しようとした。

上記事案に関しては、飲酒に関する全社的な意識改革が必要であるとともに別紙のとおり飲酒に関する教育の不備及び社内安全管理体制が不十分であったことが判明した。

これまで、他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成 30 年 11 月 1 日付国官参事第 800 号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成 30 年 11 月 29 日付国官参事第 921 号）等を相次いで実施し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことは、飲酒に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、嚴重に注意する。

ついては、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、平成 31 年 3 月 22 日（金）までに文書にて報告されたい。

飲酒に関する教育の不備及び不十分な安全管理体制

- ・ 運航乗務員に対する飲酒に関する周知や教育が十分には行われていなかった。
- ・ 副操縦士の ANA813 便への乗務打診時において、飲酒状況の確認が十分に行われていなかった。
- ・ 自ら問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取り組みが十分に行われていなかった。

処 分 書

株式会社エアージャパン 元副操縦士 あて

貴殿に対し、次のとおり処分する。

主 文

航空法第30条（昭和27年法律第231号）の規定に基づき、平成31年3月8日から平成31年5月6日までの60日間、航空業務の停止を命ずる。

理 由

平成31年2月1日、貴殿は、株式会社エアージャパンが運航するANA813便に副操縦士として乗務予定であったが、出頭時に行った乗務前検査において、「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（平成31年1月31日付国空航第2278号）」において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気アルコール濃度を大きく超過するアルコールが検知された。

同社では、航空法第104条第1項の規定に基づき認可された運航規程により乗務に影響する一切の飲酒を禁止するとともに、同社は貴殿を含む運航乗務員に対し乗務前におけるアルコールの適正な摂取量に関する教育や周知を行っていた。しかしながら、貴殿は、同社が教育や周知していたアルコールの適正な摂取量を十分に理解せず、当該事案の前日にウォッカのボトル（750cc）半分程度を飲酒していたにもかかわらず同社からの当該便への乗務の打診を承諾し、本事案を発生させた。これは、運航規程に違反する行為であるとともに、会社の検査体制が万一適切に機能しなかった場合にはアルコールの影響により航空機の正常な運航ができない状態で乗務して航空安全に重大な支障を及ぼした可能性がある。

また、貴殿は、会社の聴取において虚偽の説明をして、乗務前日の飲酒の事実を隠蔽しようとした。

飲酒に起因する不適切事案が連続したことを受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の順守の徹底（平成30年11月1日国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等（平成30年11月29日国官参事第921号）等を相次いで指示していた状況において、過度な飲酒をしながら翌日の乗務を承諾し本事案を発生させ、さらに、事案発生後も虚偽の説明をして隠蔽を図ろうとしたことは、航空法第30条第2号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての非行に該当するとともに、航空安全に支障を及ぼす可能性のある極めて不適切な行為であった。

平成31年3月8日

国土交通大臣 石井 啓一

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

東 空 安 第 1 4 号
平成 31 年 3 月 8 日

株式会社フジドリームエアラインズ
安全統括管理者 殿

国土交通省 東京航空局
安全管理官

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(厳重注意)

平成 31 年 2 月 1 日、FDA305 便（名古屋飛行場発 福岡空港着）に乗務した副操縦士が、乗務前のアルコール検査を実施せずに当該便を運航したことについて、同日に貴社から東京航空局に報告があり、また、当該便において乗務前の技能証明等の携帯状況を確認した記録がないことについても、同月 4 日に貴社から東京航空局に報告があった。

東京航空局において、同月 7 日、貴社から本事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第 134 条に基づく立入検査を同月 13 日から 15 日に実施して事実確認をした結果、当該副操縦士は、飛行解析データの確認に追われたことからアルコール検査と技能証明書等の確認記録の記載を失念し、社内要領に規定された乗務前のアルコール検査と技能証明等の確認の記録が実施されないまま乗務したことが判明した。これは、航空法第 104 条第 1 項に基づき認可された貴社の運航規程において乗務に影響を及ぼす飲酒を制限している規定を確保するための手順に違反した行為である。

また、他社において相次いで発生した飲酒に起因する不適切事案を受けて当局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成 30 年 11 月 1 日付け東空安第 3 号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成 30 年 11 月 29 日付け東空安第 6 号）等を通達し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことは、飲酒に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。

さらに、上記事案に関する立入検査では、別紙のとおり社内安全管理体制が不十分であったことも判明している。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、厳重に注意する。

ついては、今後、このような事態が起らないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、平成 31 年 3 月 22 日（金）までに文書にて報告されたい。

乗務前のアルコール検査体制の不備及び不十分な安全管理体制

- ・社内通達によりアルコール検査の実施指示が行われているが周知等の効果や検査手順の検証が十分ではなく、運航乗務員、地上係員等に対する周知及び会社の管理体制が不十分である。
- ・乗員に実施を求める事項の規定への反映が十分に行えていない。
- ・運航関係部門の幹部において、安全管理規程の内容についての認識が十分でない。
- ・会社自らが問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取り組みが十分に行われていなかった。

国空航第2591号
平成31年3月8日

株式会社フジドリームエアラインズ 機長 あて

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 平井 一彦

乗務前アルコール検査の未実施事案について（文書注意）

平成31年2月1日、貴殿は、前便に引き続きFDA305便に機長として乗務予定だったが、当該便から乗務予定だった副操縦士の乗務前アルコール検査の結果の確認を怠り、当該副操縦士が当該検査を実施していなかったことに気づかないまま、当該副操縦士と当該便に乗務した。

株式会社フジドリームエアラインズにおいては、出頭時にアルコール検査の相互確認が困難な場合には乗務前に当該検査の結果を口頭で確認するよう指示していたが、乗務する運航乗務員全員の心身状態を確認する責務を有する機長という立場にありながら当該確認を行わなかった。

他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成30年11月1日付国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成30年11月29日付国官参事第921号）等を相次いで実施し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことはアルコールの影響の有無を適確に確認することが安全確保上重要であるとの意識が希薄だったと言わざるを得ず不適切である。

このため、同様の事案を二度と再発させることのないよう、ここに注意する。

以上

国空航第2591号
平成31年3月8日

株式会社フジドリームエアラインズ 副操縦士 あて

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 平井 一彦

乗務前アルコール検査の未実施事案について（文書注意）

平成31年2月1日、貴殿は、FDA305便に副操縦士として乗務予定だったが、乗務前のアルコール検査器を使用した検査を実施せずに当該便に乗務した。

株式会社フジドリームエアラインズにおいては、出発前に心身状態を確認するに当たってはアルコール検査器を使用した検査の実施を指示していたが、当該確認を行わなかった。

他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成30年11月1日付国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成30年11月29日付国官参事第921号）等を相次いで実施し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことはアルコールの影響の有無を適確に確認することが安全確保上重要であるとの意識が希薄だったと言わざるを得ず不適切である。

このため、同様の事案を二度と再発させることのないよう、ここに注意する。

以上